

第4節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I 沿革

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会、BCBS：Basel Committee on Banking Supervision）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足し、1975年2月に第1回会合を開催した。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。バーゼル委員会が公表する監督上の基準・指針等は法的拘束力を有するものではないが、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

バーゼル委員会は、現在、28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されており、日本からは金融庁及び日本銀行が参加している。

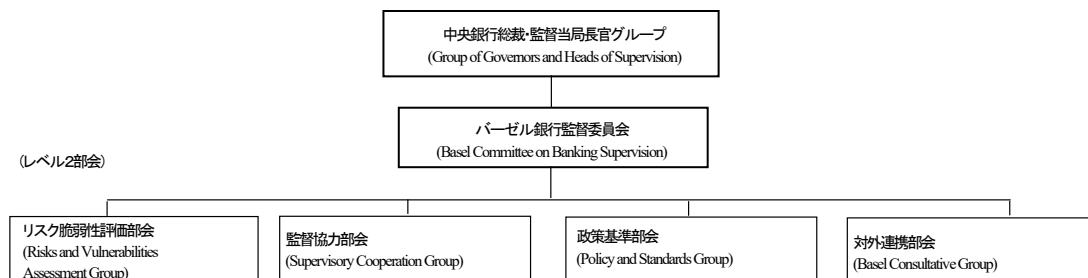
II 組織

バーゼル委員会は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（BIS）本部において、会合を開催している。議長は、2024年6月からスウェーデン中央銀行のテデーニ総裁が務めている。

バーゼル委員会の組織・活動内容は2020年に見直され、バーゼル委員会の下には、政策基準部会（PSG：Policy and Standards Group）、監督協力部会（SCG：Supervisory Cooperation Group）、リスク脆弱性評価部会（RVG：Risk and Vulnerabilities Assessment Group）、対外連携部会（BCG：Basel Consultative Group）の4つのレベル2部会及び、気候関連金融リスクタスクフォース（TCFR：Task Force on Climate-related Financial Risks）が設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

各部会・作業部会等は、バーゼル委員会から付託されたマנדートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論される。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織



Ⅲ 主な議論

1. バーゼルⅢ（国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等）の実施及び評価

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、バーゼル委員会では自己資本の質・量の強化（2010年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013年以降合意）が進められてきた。また、2017年12月にはこれらの見直し作業を完了させるものとして、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直し（バーゼルⅢの最終化）が公表された。

最終化されたバーゼルⅢは、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた1年間の延期を経て、2023年から各法域において段階的に実施されることが合意されたが、一部の主要法域でその実施が遅れている。

このような状況を受けてバーゼル委員会及びGHOSは、国際的に活動する銀行に対して規制面での公平な競争環境を提供するために、バーゼルⅢのすべての要素が完全、適時かつ整合的に実施されることを確保する重要性を強調し、これらの基準を可能な限り早期に実施することへの期待を全会一致で再確認した旨を繰り返し表明している。

2. 2023年の欧米における銀行セクターの混乱を受けたフォローアップ作業

バーゼル委員会は、2023年の欧米における銀行セクターの混乱からの教訓を整理し、そのフォローアップ作業に取り組んでいる。2023年10月に開催された会合では、一連の事案の経緯や当局の対応等をまとめ、そこから得られた監督および規制上の初期的な教訓について、「2023年の銀行を巡る混乱に関する報告書」として公表した。なお、本報告書では、こうした取組について、バーゼル枠組みの見直しを示唆するものではない旨を明記している。

本報告書の調査結果を踏まえ、バーゼル委員会は、監督上の実効性の強化、流動性リスク及び銀行勘定の金利リスクに関する中期的な評価を含め、フォローアップ作業を継続中である。

3. 気候関連金融リスク

バーゼル委員会は、規制、監督、開示のそれぞれの観点から気候関連金融リスクの調査・検討を行っている。監督の観点からは、2022年6月に「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」を公表した。規制の観点からは、現行のバーゼル枠組みの中で気候関連金融リスクをどのように捉えるべきかについて明確化を図る目的で、2022年12月にFAQを公表した。開示の観点からは、2025年6月に、各法域が気候関連金融リスクに対する銀行のエクスポージャーの開示を検討するための任意の枠組みを最終化した。

4. 暗号資産

バーゼル委員会は、2022年12月に公表した銀行の暗号資産エクスポージャーに係るプルデンシャルな取扱いに関する最終規則に関して、2024年7月に開示テンプレートの公表および当該規則の一部改訂を行った。なお、GHOSは、2024年5月、当該規則の国際的な実施時期を1年延期して2026年1月とすることで合意、公表している。